

29庁房第117号

平成29年諮問第57号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な  
在り方について

－「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて－

平成29年6月21日

文部科学大臣 松野 博一

(理由)

先の通常国会において、文化芸術振興基本法（以下「振興基本法」）が改正されました。

今回の改正の背景には、法律の制定からおおよそ16年が経過し、我が国の少子高齢化やグローバル化の急速な進展など社会の状況が大きく変化する中で、文化芸術が、それ自体の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野（以下「関連分野」）との連携を視野に入れた総合的な施策の展開を求められるようになったことがあげられます。

また、2020年（平成32年）の東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会は、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあり、2020年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、昨年（平成28年）11月、文化審議会から「文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）－「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言」を頂き、その後、振興基本法が改正されたところです。

今回の振興基本法の改正の趣旨は、上述の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであり、その主な内容は次の通りです。

第一に、文化芸術の振興にとどまらず、関連分野の施策をも対象に取り込んだことに伴い、法律の題名を「文化芸術基本法」（以下「基本法」）に改めるとともに、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」）の推進に当たっては、文化芸術の振興の関連分野の施策（以下「関連施策」）との有機的な連携が図られるよう配慮することとしたことです。

第二に、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、従来の文化芸術の振興に関する基本的な方針に代えて「文化芸術推進基本計画」を定めるとともに、地方公共団体においては、同計画を参酌して、その地方の実情に即した「地

方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとしたことです。

第三に、「文化芸術に関する基本的施策」を拡充し、食文化や芸術祭、人材育成、高齢者・障害者の支援等を追加したことです。

第四に、文化芸術施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、「文化芸術推進会議」を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとしたことです。

第五に、文化芸術施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしたことです。

今後、この法改正に基づき、文化芸術施策を総合的かつ計画的に進めるため、基本法第7条に基づく第一期の「文化芸術推進基本計画」の策定を念頭に、「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方」について諮問を行うものであります。

これまでの四次にわたる「文化芸術の振興に関する基本的な方針」やこれまでの文化審議会の答申の中にも、既に新しい基本計画の種が示されていることから、これらにも留意しながら、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

#### 1. 文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方について

第一に、文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方についてです。

文化芸術施策の効果的な推進に当たって、どのようなまとまりや体系のもとで、計画を立て、実施していくことが望ましいか、について、大所高所から御議論いただくとともに、それに基づく文化施策の推進体制の在り方について御検討願います。

その際、これからの文化庁や文化行政に求められる機能強化や文化庁の京都への全面的な移転にも御配慮いただくとともに、新たに法律に規定された関係省庁の関連施策の位置付け、計画の進捗状況を確認するための適切な目標や指標等の設定など計画策定に当たって留意すべき点についても御審議願います。

## 2. 新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進について

第二に、新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進についてです。

これまで振興基本法に基づく基本方針で取り扱われてきた文化芸術分野に加え、今回の法改正で新たに盛り込まれた、食文化や芸術祭、人材育成、高齢者・障害者の支援の拡充などに関し、その振興策を御議論いただくとともに、これらも含めた文化芸術振興施策と、その関連施策との有機的な連携をいかに高めていくか、について御審議願います。

また、文化芸術の振興・活用により、より良い社会・経済をつくりあげていくとともに、そうした過程において生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展・創造につなげていく、という好循環をどのようにつくっていくか、についても、御議論願います。

## 3. 2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出について

第三に、2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出についてです。

政府においては、2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向けて取組を推進することとされています。

また、振興基本法に基づく基本方針は、その期間は5年程度とされてきましたが、その場合、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックまでとその後とでは、文化芸術を取り巻く環境や持つべき目標等も大きく変わることも予想されます。

こうした点について、どのような形で文化芸術推進基本計画を策定していくべきかについて、御議論をお願いします。

以上3点を中心に御審議をお願いいたしますが、このほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」など既に政府で決定されている文化芸術施策に関する事項にも留意しながら、今秋を目途に中間報告、年度内を目途に答申することを目指して、幅広く御検討をお願いいたします。